

道路整備について

- Q1 片側、または両側に拡幅する等の計画は決まっているのか。
A1 現時点で決定していません。今後、測量を行い、路線ごとに地区の皆様へ拡幅範囲を複数案提示し、意見交換のための勉強会を行いながら決定していきます。
- Q2 道路整備が完了した場合、一方通行だった道路が相互通行になることはあるのか。
A2 道路整備が完了したとしても、現在の交通規制を変更することは想定していませんが、今後、警察と協議を行いながら、必要な規制等について検討していきます。
- Q3 整備のスケジュールは、令和11年度（2029年度）に完了予定となっているが、本当にスケジュール通りに整備が完了するのか。
A3 記載のスケジュールは、区の計画としての目標年度であり、その達成に向け取り組んでいきます。しかし、本道路整備は、皆様と話し合いを行いながら進めていくものであるため、進捗の状況により随時計画の変更を行いながら取り組んでいきます。
- Q4 本当に強制的な整備は行わないのか。
A4 話し合いを行い、合意が得られた方から整備を行わせていただきますので、強制的な用地買収は行いません。
- Q5 道路を拡幅することよりも、無電柱化を行った方が効果的ではないか。
A5 ある程度の幅員のある道路でなくては、電線等が埋設できないことや、地上機器の設置場所の検討も必要となるため、原則は道路拡幅後になります。しかし、技術の進歩等にも注視しながら、道路拡幅と併せて無電柱化も、流動的に検討を進めていきます。

道路整備に伴う補償について

- Q6 道路整備により建物の改修や建替え、または移転等が必要な場合は、補償をしてくれるのか。
A6 物件調査等を行い、基準に基づいて補償金額を算定し、補償を行います。また、お店を営まれている方等については、営業補償等も行います。

ご不明点については、下記までお問い合わせください

問い合わせ先 江東区 都市整備部 地域整備課
〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号
TEL : 03-3647-9491（直通） / FAX : 03-3647-9009
E-mail : tiikiseibi@city.koto.lg.jp 発行 : 江東区

北砂三・四・五丁目地区 防災生活道路整備計画説明会を開催しました

現在、北砂三・四・五丁目地区は、幅員の狭い道路や行き止まり道路が多い地域となっています。そのため、災害発生時には、消火・救援活動や避難が困難な状況となっています。



防災生活道路整備計画の説明



参加者による質疑応答



江東区では、北砂三・四・五丁目地区において、防災機能の向上に向けて、左図に示す防災生活道路の整備を計画しています。

この度、防災生活道路整備計画説明会を、6月29日(土)、30日(日)、7月2日(火)の3日間で、合計4回開催しました。その説明会での内容について、皆様にご紹介します。

- 凡例
- 防災生活道路整備路線（幅員6m以上）
 - 整備済路線

詳しい内容については、
次ページ以降でご紹介します！

ポイント1 北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針



凡例	説明
■	防災生活道路 (幅員6m以上)
■	防災生活道路 (幅員4m以上)
■	公園・広場等
	地区計画導入予定区域
	広場 (公園) の新設・拡幅・アクセス改善を目指すエリア
	優先的に無電柱化を検討する路線

●地域危険度

<平成30年3月現在>	総合危険度
北砂三丁目	5
北砂四丁目	5
北砂五丁目	4

(ランク5が最高危険度)

●防災生活道路整備

区では、防災性の向上と住環境の改善に向けて、平成30年6月29日に「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」を策定しました。この度の防災生活道路整備計画は、本方針に基づくものです。

ポイント2 防災生活道路の整備手法

防災生活道路 (幅員 6 m 以上)

➡ 今回の整備計画

公共整備型

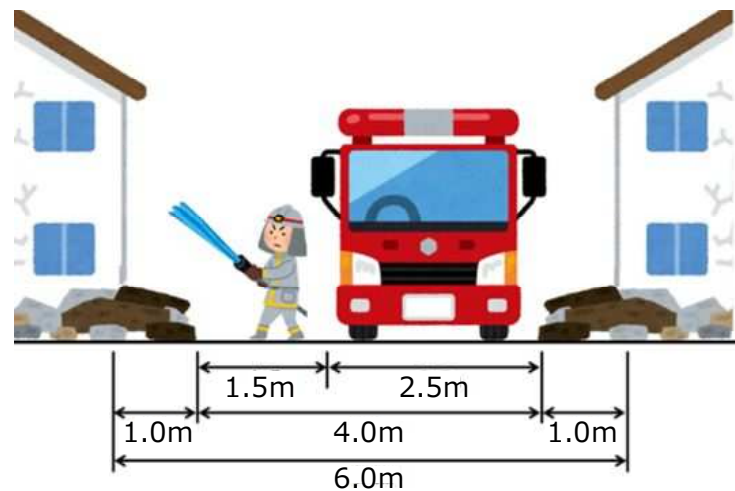
用地取得に係る物件移転補償等を行い、積極的な用地買収により早期整備を図る手法

幅員 6メートル以上の防災生活道路は、地区の骨格となる防災上重要な路線であり、早期に整備する必要があるため、左に示した区が積極的に整備する「公共整備型」の手法を用いて整備を進めます。

この手法は、道路区域を決め、区が「用地取得」、「建物の移転補償」などを行い、道路を整備するものです。

一般的に、災害時に消防活動を円滑に行うためには、道路幅員が 6 m 以上必要であるとされています。

これは、消防士の消火活動に必要なスペースが約 1.5 m、消防車の通行に約 2.5 m 必要であり、さらに瓦礫等により、道路の両端がそれぞれ 1 m ふさがれてしまうことを想定し、合計 6 m の幅員が必要となります。



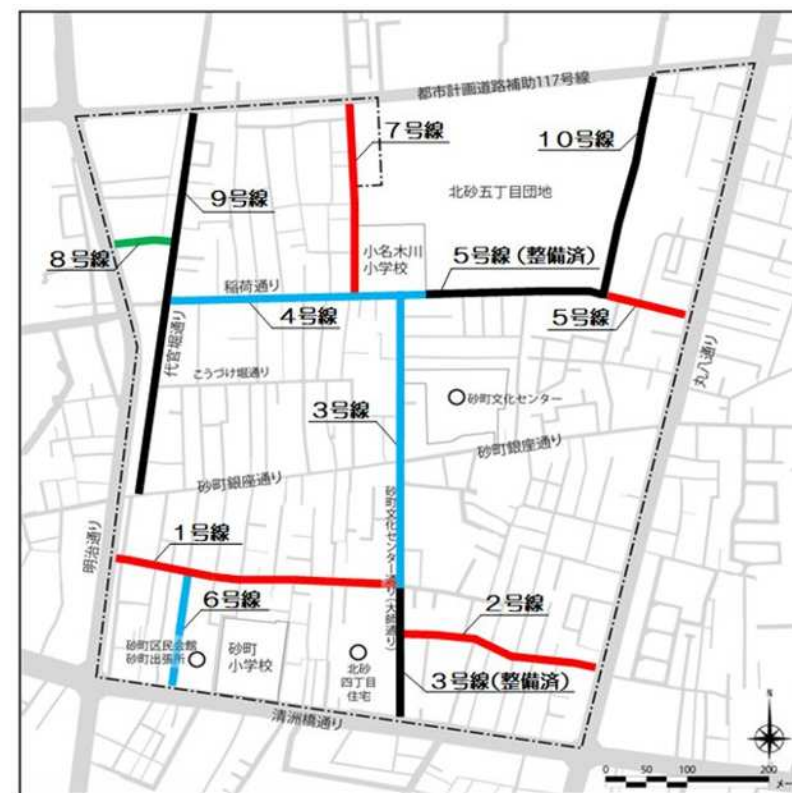
ポイント3

防災生活道路整備の特徴

- 1 強制力はありません
- 2 交渉が整った拡幅用地は区が買い取ります
- 3 物件移転等に対して補償します
- 4 1件ずつ個別に整備します

ポイント4

防災生活道路整備のスケジュール



周囲にある幹線道路とのネットワークの形成を優先するため、優先的に整備を行う路線として、左図の中の赤いラインで示した、1号線、2号線、5号線、7号線を「優先整備路線」として設定しています。

左図の中の青いラインで示した、3号線、4号線、6号線は、「優先整備路線」の整備状況を踏まえて段階的に整備を行っていく「整備路線」として設定しています。

また、左図の中の緑のラインで示した8号線は、現在の幅員や沿道建物の状況から、段階的に整備を検討する「整備検討路線」として設定しています。

凡例	説明
—	優先整備路線
—	整備路線
—	整備検討路線
—	整備済路線

路線		R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
優先 整備 路線	1号線	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2号線	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5号線	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	7号線	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
整備 路線	3号線・ 4号線・ 6号線	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	8号線	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	9号線	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

上表の整備計画スケジュールを基に、路線ごとの詳細なスケジュールを作成していきます。また、整備にあたりましては、皆様と話し合いながら進めていきます。